

令和5年6月20日

民生環境常任委員協議会会議概要

委員長 赤平 勇人

副委員長 工藤 夕介

1 開催日時 令和5年6月20日（火曜日）午前10時58分～午前11時6分

2 開催場所 第1・2委員会室

3 報告事項

(1) 令和5年第2回定例会提出予定案件

①青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

(2) その他

①ごみ収集車のホッパー（荷台）内の出火について

②事故の報告について

○出席委員

委員長 赤平 勇人

委員 関 貴光

副委員長 工藤 夕介

委員 中村 美津緒

委員 山田 千里

委員 小豆畑 緑

委員 竹山 美虎

委員 木戸 喜美男

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長 佐々木 浩文

保健部次長 榊 乃里子

福祉部長 岸田 耕司

保健部次長 加福 拓志

保健部長 千葉 康伸

市民病院事務局次長 遠嶋 祥剛

市民病院事務局長 奈良 英文

市民病院事務局総務課長 阿部 崇

環境部次長 泉 宏明

関係課長等

福祉部次長 大久保 綾子

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 北山 賢臣

議事調査課主事 笹 雄貴

議事調査課主査 笹田 貴子

○赤平勇人委員長 ただいまから、民生環境常任委員協議会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

「令和5年第2回定例会提出予定案件について」報告を求めます。なお、質疑については、事前審査とならないようお願いいたします。

「青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 令和5年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております「青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてですが、本条例は、青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等について、「子ども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」等が令和5年4月1日に施行されたこと等に伴い、所要の改正をするために制定するものです。

「2 改正する条例」を御覧ください。

本条例により改正するのは、子ども家庭庁設置に伴い、関係省庁から子ども家庭庁に所掌事務が移管されることによる大臣名等についての改正であり、改正する条例としては8条例となります。

「3 主な改正内容」を御覧ください。

主な改正内容は、1つに、「大臣名等についての所要の改正」です。おおむね記載の3つの改正パターンとなっており、1つ目の「障害者総合支援法を厚生労働大臣及び子ども家庭庁で共管することに伴う改正」は「厚生労働大臣」を「主務大臣」または「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改めます。2つ目の「厚生労働省から子ども家庭庁への事務の移管による所管大臣の変更に伴う改正」は「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、3つ目の「内閣総理大臣の権限を子ども家庭庁長官に委任したことに伴う改正」は「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改めるものです。

2つに、「その他」ですが、引用法令の条項の追加及び削除に伴う所要の改正をするものです。

「4 施行期日」ですが、本条例は公布の日から施行するものです。

説明は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、「令和5年第2回定例会提出予定案件」についての報告を終わります。

次に、「その他」の報告を求めます。

初めに、「ごみ収集車のホッパー（荷台）内の出火について」報告を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 ごみ収集車のホッパー内の出火について御報告いたします。

配付資料を御覧ください。

発生日時は、令和5年6月15日、木曜日の午前9時10分頃で、発生場所は、青森市野沢稲荷沢67番地1付近、堤川浄水場北東にあります向井野沢町会の1番のごみ収集場所であります。

発生状況であります。午前9時10分頃、ごみ収集場所において、不燃ごみをごみ収集車に投入し、回転板で押し込んだところ、発火したということであります。ごみ収集車から引火したごみを出し、作業員が初期消火活動を行い、ほぼ鎮火し、その後、9時45分頃、消防が現地へ到着し、消防が念のため放水を行い、鎮火を確認したところであります。10時50分頃、消防・警察による現場検証が行われ、11時30分頃、現場検証が終了しました。

なお、当該地区のその後のごみ収集運搬作業につきましては、車両自体の安全が確認されたことによりまして、同車両で対応したところであります。

次に、被害状況であります。ぼや程度であったため、この出火によるけが人、ごみ収集車の損傷はありませんでした。

出火の原因につきましては、消防において確認した中で、写真にありますように、ごみの中にあつたライターが原因となつて、周辺の可燃物に引火したものと推定しております。

今回の事案を受けまして、再発防止策といたしまして、発生日当日の令和5年6月15日付で、ごみ収集運搬業務の全ての事業者に対し、改めて収集時に火災原因となります充電式電池等が混入していないかを確認し、混入していた場合は取り除くことを徹底するように通知したところであります。また、全町会に対しましても、ごみの適正な分別につきまして、注意喚起を行っております。

今後、様々な機会を捉えまして、再発防止策を呼びかけてまいりたいと考えております。

「ごみ収集車のホッパー（荷台）内の出火について」の報告は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」報告を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 生活衛生課に配備しております公用車の事故について御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

事故の発生は、令和5年5月22日の午前10時5分頃、犬の飼養状況の確認のため

め御自宅を訪問した際に、公用車の左後ろの部分を飼養者宅のブロック塀に接触させ、ブロック塀の一部を破損させたものであります。

今回の事故による被害につきましては、現在、相手方と交渉中であり、示談などが成立した際には、改めて御報告申し上げます。

事故の防止等、安全対策について、職員に注意喚起を行ってきたところでありますが、改めて、安全運転・安全確認を徹底するよう指導したところであり、今後とも、より一層の事故防止に努めてまいります。

報告は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 また、委員の皆さんから御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)